

「札幌・ポートランド姉妹都市提携 60 周年記念事業」 認定基準・手続きについて

昭和 34 年（1959 年）11 月 17 日、札幌市と米国・ポートランド市は、姉妹都市提携を行いました。そして、2019 年、両市は提携 60 周年という節目の年を迎えます。

札幌市では、産学官民を挙げ、この記念すべき年を祝い、その機運を盛り上げると共に、両市の交流や相互理解の促進などにつなげていくため、「札幌・ポートランド姉妹都市提携 60 周年記念事業」（以下、「記念事業」）を募集します。

1 対象事業

ポートランドや札幌の文化、芸術、スポーツ、学術、教育、経済、観光などの分野において、その魅力を紹介し理解を深めるために開催する事業、互いの交流と相互理解を促進する事業、両市の連携の強化に資する事業

2 記念事業の実施期間

原則として、2019 年 4 月から 12 月までに実施するもの

3 募集期間

2019 年 4 月～11 月

4 認定事業への支援

- (1) 認定事業の実施に際し、札幌・ポートランド姉妹都市提携 60 周年記念ロゴのデータを提供します。
- (2) 認定事業の実施に際し、希望する団体には、当部が保有する範囲内で札幌・ポートランド姉妹都市提携 60 周年記念ロゴ缶バッジを提供します。
- (3) 認定事業の実施に際し、希望する団体にはポートランド市や同市との交流を紹介するパネルを貸与します。
- (4) 札幌・ポートランド姉妹都市提携 60 周年記念公式ウェブサイト等で認定事業の情報を紹介します。

(参考：札幌・ポートランド姉妹都市提携 60 周年記念ロゴ)



5 記念事業認定に関する手続き

(1) 必要書類

事業認定を希望する団体（個人）は、以下の必要書類を事前に(2)の申請書送付先にご提出ください。受理後2～3週間程度で審査結果を通知いたします。

ア 「札幌・ポートランド姉妹都市提携60周年記念事業」認定申請書（様式1）

イ 事業の内容が分かる書類（事業概要、チラシ等）

ウ 事業実施主体（団体・個人）概要に関する書類（過去の活動実績、団体の発行するパンフレット等）

(2) 申請書提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎10階

札幌市総務局国際部交流課（提携60周年記念事業担当）

Email：kokusai@city.sapporo.jp FAX：011-218-5168

※ 提出方法は、郵送、持参、Email、FAXのいずれかによります。

6 記念事業認定基準

- (1) 主催者が事業を適正に実施する能力があり、事業実施の見込みが高いもの。
- (2) 特定の主義・主張や宗教の普及を目的とせず、公序良俗に反しない事業であること。
- (3) 「札幌・ポートランド姉妹都市提携60周年記念事業」の目的に照らして不相当と思われる要素が無いこと。
- (4) 料金を徴収するものについては、その金額が適正な範囲内であること。

7 注意事項

- (1) 事業実施に係る責任や費用については、一切事業実施者が負うものとします。
- (2) 申請及び認定後、事業内容に変更が生じる場合、または中止となった場合、直ちにその旨を申請書提出先に報告してください。
- (3) 事業終了後、その結果を報告書（様式3）にて札幌市に報告してください。
- (4) 認定された事業の概要、実施結果は、ポートランド市との姉妹都市提携60周年に関し札幌市が行う各種広報（ウェブサイト、SNS、パンフレット、チラシ等）や、記念誌等への掲載の他、交流実績紹介の場面などで使用することがあります。
- (5) 認定後、認定事業として適当でないと認められる場合、もしくは次の事項のいずれかに該当すると判断した場合には、認定を取り消します。
 - ア 実施主体及びその関係者が、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又はこれと密接な関係を有すると認められるもの
 - イ 姉妹都市関係の品位を傷つけ、または正しい理解を妨げる恐れのあるもの
 - ウ その他、記念事業認定基準に照らして不相当と判断するもの

- (6) 認定事業において、ロゴの使用を希望される場合は、事前にデザイン審査を行いますので「札幌・ポートランド姉妹都市提携 60 周年記念ロゴマーク利用申請書（様式 2）」を記載し、ロゴ使用デザイン案を添えて申請書提出先へ提出してください（認定申請と同時申請も可能）。申請受理後 2～3 週間程度で審査結果を通知いたします。
- (7) ロゴの使用にあたっては、デザイン上の補助的な要素として販売商品などで使用することも可としますが、ロゴマークを商品の主要な要素とする場合は、使用が認められない場合があります。また、この他にも意匠上の理由等から使用が認められない場合や、使用する対象物のデザイン全体について修正が必要となる場合があります。加えて、「サッポロスマイルパートナーズ会則」や「札幌スマイルロゴマーク使用規程」の規定に抵触する場合は使用が認められません。
- (8) ロゴマークは、札幌市が承認した期間のみ使用可能とします。
- (9) ロゴマークを使用した場合、現物もしくは写真を札幌市へ提出してください。
- (10) 次に掲げるいずれかに該当する場合はロゴマークの利用申請は不要です。
 - ア 札幌市及びその関連団体が使用する場合
 - イ 報道機関が認定事業の PR で使用する場合
 - ウ その他、札幌市が適当と認める場合

【本制度に係る申請書提出先及び問合せ先】

〒060-8611

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 10 階
札幌市総務局国際部交流課（提携 60 周年記念事業担当）

電話：011-211-2032 FAX：011-218-5168

Email：kokusai@city.sapporo.jp